

リスク管理体制・コンプライアンス(法令等遵守)体制

リスク管理体制

金融の自由化、国際化の進展に伴い金融機関の業務範囲が飛躍的に拡大している一方で、金融機関の抱えるリスク(不測の事態発生による損失の可能性)は、ますます複雑かつ多様化しています。このような環境の中で、金融機関経営には自らの責任において適切なリスク管理を行うことが必要不可欠となっております。

当金庫は各種リスクの重要性を認識するとともに、こうした経営環境の中、今後とも継続して地域に貢献していくために、従来以上に適切なリスク管理を行っていきます。主なリスク管理の類型は以下の5つに分類されますが、引き続きリスク量の把握や、コントロール手法の研究などを通して、リスク管理の強化に向け取り組んでまいります。

事務リスク管理

金融機関では取扱商品の多様化と取引の多量化に伴って、事務処理の過程で発生する過失に対するリスクも増大しています。当金庫では、営業店での事務の異例処理等については、役席者の許可なしには事務処理ができない仕組みを採っており、重要な項目については毎日内部事務担当役席者が、厳重にチェックしております。また、各種の規程やマニュアルを制定し事務処理・取扱基準を明確にするとともに、本部の監査部による定例監査を実施し、厳正な事務処理と事故防止に万全を期しております。

当金庫は今後も「正確・迅速」な事務処理に努め、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が被るリスクのことです。

当金庫では、日本ユニシス株式会社札幌テクノセンター(耐震構造並びに自家発電設備等を備えた建物)内に最新のコンピュータ機器を配し、定期的なメンテナンスを実施するなどシステム全体に対して、万全の体制を講じております。

信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出金の元本、または利息が回収不能となる損失の発生をいいます。金庫の重要な資産である貸出金の健全性を確保するために、融資取引に関しては、以下により信用リスクの回避に努めております。

1. 個別案件ごとに事業計画の妥当性、資金使途のチェック、返済財源の把握、担保等、債権保全確保の観点から、営業店及び本部双方の段階で厳格な審査を行っております。
2. 信用リスクの程度に応じて与信先を数段階にランク付けする「信用格付制度」を導入し、信用格付に基づく与信方針(クレジット・リミット)及び金利格付(プライシング)を設定し、総合的リスク管理体制の一環として構築することを目的に本制度の導入を行っております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや資金の流出等により資金が固定したり、不足したために、店頭での支払や決済資金のために通常よりも高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、ALMシステムによるギャップ分析を行い、調達した資金と運用している資金の期間バランスが極端に崩れないよう細心の注意を払って管理を行い、常に必要な支払資金の確保に努めております。

市場リスク管理

資産・負債双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動をもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスク管理の重要性はますます拡大しています。

当金庫は総務部の専担者による情報収集と毎週の経営会議で市場リスクの計量化に努める一方、ALMシステムにより適切な対応策を検討・実施しています。さらに店別採算管理による収益管理の強化を図っております。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

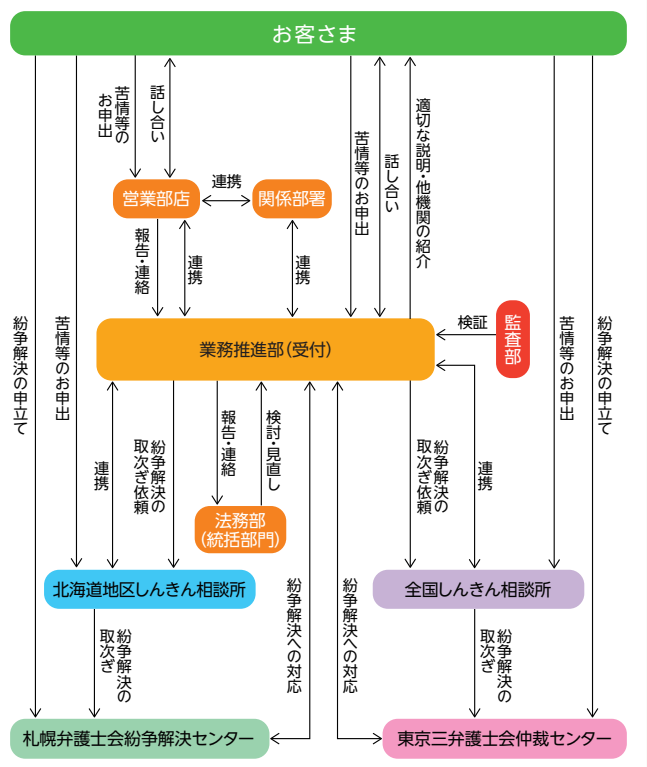
苦情は、当金庫営業日(9時~17時)に営業店(電話番号は27ページ参照)または業務推進部(電話:0135-22-2127)にお申出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務推進部または北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出があれば、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、しんきん相談所または当金庫業務推進部」にお尋ねください。

● 苦情等への取組体制

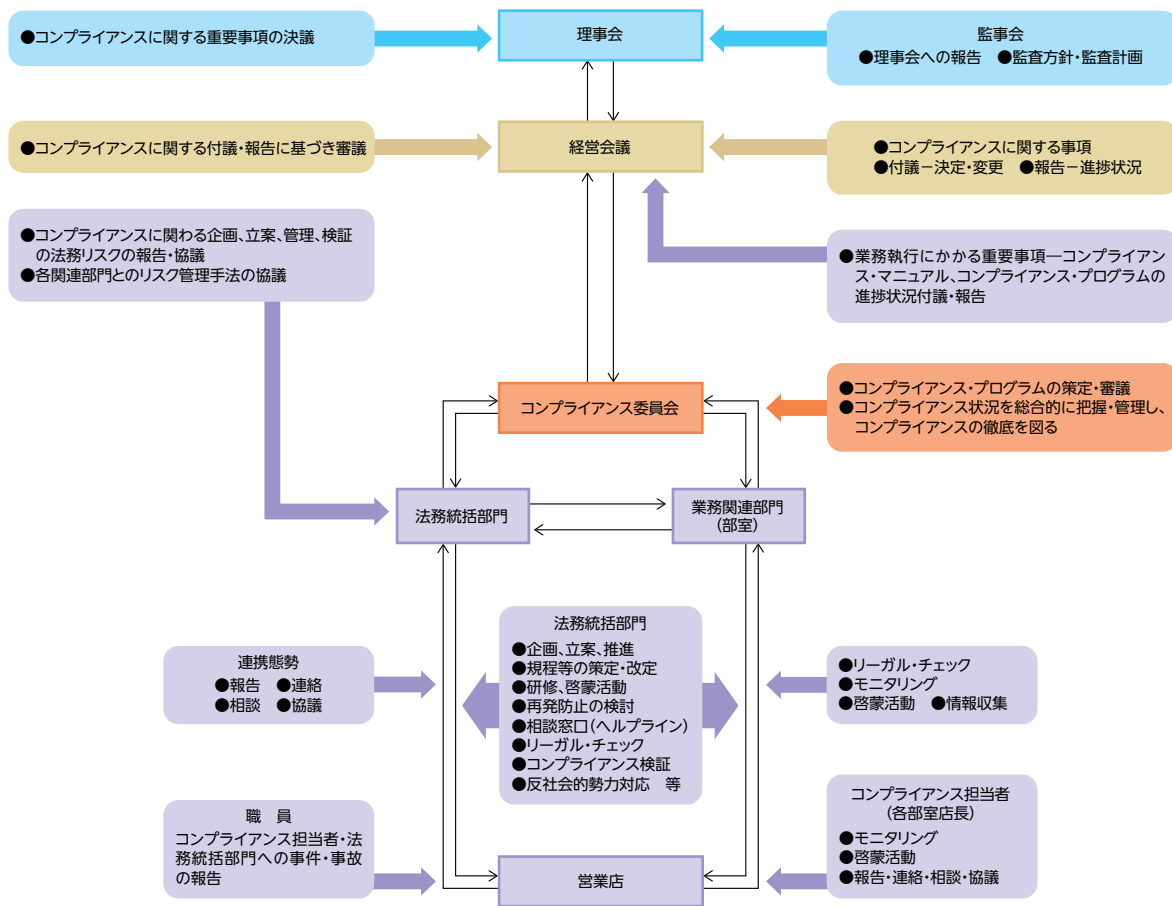


法令等遵守基本方針

当金庫は、あらゆる法律政令等を遵守するとともに、法令等遵守にかかる基本方針を定め、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつとして取り組んでまいります。

1. 当金庫は、信用金庫の持つ公共的使命及び社会的責任の重さを常に認識し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
2. 当金庫は、信用金庫法をはじめとする法律、各種ルール、金庫内規程を遵守し、健全かつ適正な業務運営を行い、お客様をはじめすべての利害関係者から信頼を得るよう努めます。
3. 当金庫は、法令等遵守に関わる情報の収集に努め、適切な組織態勢・規程の整備を实践し、法令等遵守態勢の確立に努めます。
4. 当金庫は、法令等に抵触する行為が発生した場合は、直ちに事実の解明、原因の究明・分析等を行い、再発防止策等組織として業務の健全化に必要な措置をとります。
5. 当金庫は、公の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、金庫内外の態勢を整備し、断固として排除します。
6. 当金庫は、業務上知り得たお客様の情報は、法令等に従い適正に取扱います。
7. 当金庫は、経営情報を積極的に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

● コンプライアンス(法令等遵守)組織態勢



反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として、これを拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ、組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対しては、資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与等、一切行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

リスク管理体制・コンプライアンス(法令等遵守)体制

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫及び当金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者(以下「当金庫等」といいます)がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) (1)のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法及びその他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育、研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な地域金融活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
5. 当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法に定められた、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反に対する取引を適切に管理してまいります。

※本方針において「お客さま」とは、すでに当金庫をご利用されている方及びご利用しようとしている方(申し込み手続き等を開始されている方)を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。